

平成27年度 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日時 平成28年2月15日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所 宮城県行政庁舎2階 第二入札室

3 出席委員（7名）

太田 宏	東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教
木村 美智子	茨城大学大学院 教育学研究科 教授
西城 潔	宮城教育大学 教育学部 教授
牧 雅之	東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
山本 和恵	東北文化学園大学 科学技術学部建築環境学科 教授
山本 玲子	尚絅学院大学 名誉教授
由井 正敏	一般社団法人 東北地域環境計画研究会 会長

(参考)

傍聴者人数：3名

4 会議経過

(1) 開会 司会（大泉副参事兼課長補佐(総括担当)）

審査会は13名の委員で構成されており、本日7名の委員の出席のため、環境影響評価条例第51条第2項により、会議の成立を報告した。

また、県情報公開条例第19条に基づき、審査会を公開とし、会議録についても後日公開すること、内、個人のプライバシー及び貴重な動植物等の生息・生育に係る情報については、同条例第8条及び情報公開法第5条に基づき非公開となることの確認を行った。

(2) あいさつ（安倍環境生活部次長）

本日は、お忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には本県の環境行政につきまして、日頃から多大な御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、平成27年度も残り1ヶ月半あまりとなりました。本年度は風力発電事業の審議がメインとなった年ではありますが、いずれの案件につきましても、委員の皆様にご議論頂いた結果、知事意見等を形成出来ました。改めて感謝申し上げます。

本日、御審議頂きますのは、前回に引き続き、県条例に基づく環境アセスメントの放射性物質項目の追加に係る、環境影響評価技術指針の改定についてでございます。

今回は、前回審議の指摘事項に対する見解を事務局よりお示しさせていただきます

す。それらを踏まえまして更なる御審議を賜り、審査会の御意見を答申として、おまとめいただく方向でお願い申し上げます。

前回同様、委員の皆様には忌憚りの無い御意見を頂ければ幸いです。

また、本日は報告事項といたしまして、常磐線復旧事業に係る特定環境影響評価の工事中における事後調査報告がございます。

特定環境影響評価は、東日本大震災を受け平成23年12月に制定された東日本大震災復興特別区域法に基づく特例措置であり、本案件が全国で最初に適用された事例となっております。

当審査会におきましては平成24年度に評価書における御審議及び現地調査を行い、平成26年度には工事着手前の事後調査について報告させていただいているところであります。

なお、常磐線につきましては、既に報道等でご存じかとは思われますが、復旧工事が順調に進捗していることから、当初の開業予定であります平成29年春より前倒しし、平成28年12月末までに運転再開できる見通しであると聞いております。

こちらにつきましてもデータの評価や、報告書のまとめ方などに関しまして、御意見を頂ければと思います。

どうぞ、本日はよろしく願いいたします。

(3) 審議事項

【司会（大泉副参事兼課長補佐（総括担当））】

それではこれより議事に入りたいと思いますが、環境影響評価条例第51条第1項の規定により会長に議長をお願いしたいと存じます。山本会長どうぞよろしくお願い致します。

【山本会長】

それでは、議長を努めさせていただきます。本日の議題は、審議事項として環境影響評価技術指針の改定 放射性物質項目の追加について、さらに報告事項として、常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業に係る特定環境影響評価事後調査報告書案について、の2件が予定されております。報告書についてですが、由井先生が事業者の専門委員会の委員長でございますので、審査会での発言は遠慮させていただくとの申し出がありましたので、その旨御了承頂ければと思います。

それでは、早速、環境影響評価技術指針の改定に係る審議に移りたいと思います。これについては、前回委員の皆様から頂いた意見等を踏まえ、本日、審査会としての答申の作成まで進めたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

では事務局より、御説明をお願いいたします。

環境影響評価技術指針の改定（放射性物質項目の追加）について

○資料1－1：技術審査会委員の指摘事項と県の見解

事務局説明（佐藤技術主査）（略）

○資料 1－2：環境省による宮城県内の公共用水域における放射性物質モニタリング調査結果【概要】

事務局説明（佐藤技術主査）（略）

○資料 1－3：環境影響評価技術指針（改定案）

事務局説明（佐藤技術主査）（略）

【事務局（佐藤技術主査）】

本日欠席された委員の御意見を御報告いたします。平野先生、石井先生の2名の委員から御意見を頂いております。

先ず平野先生は前回審査会で本日の審査会に出られないため事前に資料を見て意見したい、との御指摘がありましたので事前に資料をお見せし御意見を頂いたものでございます。資料 1－1，1－2において、ダム事業等の供用後に関しては放射性物質について個別法で対処していることが理解できた。県の見解どおりで問題無い。「供用後の評価の追加」など事業者に過度な警戒心を与えないような改定内容とするべきである、との御意見です。

次に石井先生におかれましては急遽欠席されることになりましたが、放射性物質の御専門の先生でありますので、こちらも資料を事前に確認頂き意見を頂いたものでございます。資料 1－2のモニタリング結果については、平成23年度から放射能濃度の減衰は確認できる。阿武隈川の底質の一部で高い個所があるが3,000ベクレル/kg程度であれば問題無い範囲と考える。資料 1－1に関しては山砂等山から搬入土砂については、表土と深土が混合された状態で現場に搬入されるため100ベクレル/kg以下に収まると思う。個別法で対処できているのであれば供用後の評価は不要という県の考え方でよい、との御意見でございました。

【山本会長】

はい、ありがとうございました。

それでは、先生方から御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。先生方におかれましては事前に資料を読み込まれておられたかと思いますが、今回ポイントがあるとしたら、個別法によるモニタリングは例えば、特定の対象となっている所のモニタリングではなくて県全体の状況を測るものであると。

それが環境アセスの安全とどう整合性がとれるのかが一つ。もう一つは国の技術ガイドに書かれていますが、放射線の影響が非常に不確定であって、それで当面の課題として、高いところを優先的に配慮しましょうという事になっておりますけど、宮城県としてはどのあたりまで視野に入れて指針を制定するか。大きく言えばこの二つ程度かなと思います。

はい、太田先生。

【太田委員】

何を想定するのかだと思えますけど、何となく東日本大震災での福島第一原発由来の事を想定しているのは分かるんですけど、必ずしもそうとは限らないわけですよ。こ

れをきっかけに、関東あたりでは関心が高まり測定してみたら高い所があって、調べてみたら、福島原発とは全く関係のない昔に埋められた高い線源が発見されているんですね。必ずしも福島由来のことに限定、想定するのは良くないとも思うのですが、前回私が指摘した、埋立の話やダムの堆積した泥の話もそうなんですけど、現状では確かにそう高いことはあり得ないし、公共事業であればチェックしているということなんですけど、そのチェックが漏れる場合があるわけですね。公共事業でない場合に性善説に立たなければですね、ずさんなことをやっている可能性がある。そういうところをアセスでチェック出来なくて良いのかというところは疑問が残ります。あるいは大部分の所は大丈夫ですが、昔誰かが捨てた瓶の中に高い線源が入っていて、埋立等の時に浅い所に置かれて整地される事も、無いとも限らない訳ですね。だから、何を想定するかで、そういう事は滅多にないから想定しなくても良いという全体的な意見はそうかもしれませんが、アセス制度はベスト追求型の性格を持っていることも書いているので、そう考えるとそういうことを無視して良いのかという気はします。

埋立についてはそういうことなんですけど、それから平野先生御指摘の部分のダムの回答のところですが、資料 1-1 の裏側のページの河川・ダムで国土交通省において基準は定めていないという事ですね。で、現状のモニタリングで大丈夫そうだということ、基準が無いのであれば個別法で何とかなっているとはならないのではないかと思います。その下の下水汚泥の件に関しては個別法で対処出来ているという回答が相当すると思うんですけど、河川・ダムの回答ではむしろ個別法が無いということじゃないんですかね。ただ、現状では大丈夫そうだというだけで、今後どうなるかは分からないですね。新たな事故があるかもしれないし。以上です。

【山本会長】

はい、ありがとうございます。他に先生方いかがでしょうか。

私はあまり発言しない方が良いと思うのですが、例えば環境省の技術ガイドの 4 5 ページあたりでは、「工事完了時の報告書作成・公表のみではなく、工事中や供用後においても事後調査や環境保全措置の結果等を公表するなど、コミュニケーションを図る事が重要」だと。ではどういう場合に重要かという、当然ながら予測不確実性が大きい場合、それから環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合。今回の議論の中では個別法で行われていけば大丈夫だろうと。例えば環境保全措置などに関する言及は無いんですね。これをどう考えたら良いんだろうと。例えば事後調査の手法としてはさっき言った土をサンドイッチにして濃度を低くすると。そういう事をやるのであれば措置の効果をちゃんと確認しなさいと。尚且つ、これはちょっと矛盾していると思うのですが、そういうものっていうのは、運んだ土よりも高いところに運ぶと書いてあるんですね。これは 1 3 ページあたりに書いてあるのですけれども。そうすると安全だろうという話と技術ガイドで一応慎重に経過措置して下さいというのは必ずしも整合していない。ということがあって、事後調査の手法として下流域の空間線量率の測定、それから放射能濃度の測定。これは建設発生土の廃棄物処分等ということであって、これは工事中のところ、どこでチェックをされるのではないかと思います。どちらにしても大前提はですね、どの程度の放射線量を目安にして、つまり※印を取って○印のみにするのかどうかとい

うところが不十分なところがあるので、どう扱ったら良いのかということところが私の懸念していたところです。先生方から、その辺も詰めて頂けたらと思います。先ほど県からも説明がありましたが、うちの県は関係ありませんから改定しません、というところが結構あるんですね。宮城県は福島県に隣接している県でもありますから、一応取り上げると。だけど実際どのような場合に適用するかという事がこれからの問題点かなと。もうひとつは、技術指針のところはこれで収めておいて、マニュアルの時に詳細にしていくという考え方もあるかと思いますが、会長としてはしゃべりすぎですが、その辺も勘案頂いて御発言頂けるとありがたいと思います。

【由井委員】

制度は分かりました。分かりましたけど、環境省の技術ガイドにも書いていますけど、私が一番知りたいのは人間に対する影響もそうですけど、動植物に対する影響はその動向に留意するとしか環境省の技術ガイドには書いていないんですね。人間もそうですけど特に動植物は生物濃縮とってですね、色々な物を食べれば食べるほど放射能が蓄積していくわけですね。排出の早さによって違う物質もありますけど、相当高濃度になる可能性があるわけで、岩手県南部の熊や鹿などはまだ食べられないですね。100 ベクレル/kg 以上ということなのでね。今日配布された資料の 1-2 のところに、下水センター等の汚泥の放射能測定結果がありますけども、資料 1-2 の 3 ページの下水のところですね。10 月に仙南・仙塩広域水道のところで、100 ベクレル/kg を越えていますよね。これは土壌・汚泥の問題ですから高濃度だとは分かりますが、生物濃縮はそういうところからも影響を受けているんですね。ただ 100 ヘクタール前後の 1 事業で広域に渡って動植物や人間にまで影響する生物濃縮は新たに出るとは無いは思うんですね。ただ気になるところはあるということです。それから、新たにダム等とかを造った場合に、当然、土石が溜まりますので、そこに流域の上流部の放射性物質が溜まって来ますよね。ただこれは長い年月がかかりますから、その放射線のレベルが減衰していくことの裏腹の関係がありますけれども、そういうことを考えますと動植物まで見なくても良いのか、あるいは溜めるという事業が全く配慮しなくても良いのかということが、ちょっと疑問が残るんですね。影響が無いとしてもやはり、どれだけ溜まっても減衰や拡散によって、将来的にダムが影響しないという考察というか検証を出していた方が下流域の住民も安心すると思いますし。動植物に関し局所的であっても事業によって攪拌された物質が最終的に動植物に影響が無いという事をですね、何か確証して頂いた方が安心すると。動植物が安心するわけではないですけど、周りにいる人間が安心するというわけです。そういう点がまだ煮詰まっていない気がします。でも、どうしようもないとは思っていますけれども。

【山本会長】

他にはいかがでしょうか。

【山本（和）委員】

前回の石井先生の話ですとね、土壌に降っている場合だけではなくて、樹木を中心と

した植物に降っている場合には、それを伐採した際の扱いは慎重にしなければならない。燃やすのは悪手であって、その土地に放置しておくのが良いのでは、と言うお話を頂いたと思います。樹木の伐採については土砂の採取のところだけで触れられています。造成する際にも樹木の伐採もあるので、その辺、量の問題になるのか、ちょっと気になるところがありました。建材として運び出す場合には別の法律で規制されているというのでそこは心配は無いかと思うのですが、ある程度大きな伐採をする際には土砂の採取と同じように観測範囲に入れた方が良いというのは前回から気になっているところです。

【事務局（佐藤技術主査）】

今の山本先生の御指摘ですけど、県の方でも放射線の量を一緒くたにしているのですけれども、資料 1-3 の 3/3 の後ろにですね、参考手法として調査の方法等を 39 ページに渡って示しているのですが、その中では放射線の量の影響を、ページ数で言うと 36～39 ページに書いているのですが、下線部に放射線の量と書いていて、まず初めには「粉じん等の発生に伴うもの」、二番目には「水の濁りの発生に伴うもの」、最後には「建設工事に伴う建設副産物に伴うもの」と、3 項目に分けて想定をしております。山本先生がおっしゃった樹木の伐採とか現地処分をする場合はこの副産物に含まれるというような考え方で良いのではと考えております。どのくらい樹木を切って、どのくらいその場で処分するのかとかは、この場合はアセスを行いなさいと、今の改定案では網羅されているものと思われまます。

【山本会長】

他には。

【木村委員】

前回、私は欠席していたものですから、十分に理解していない事をお許し頂きたいと思います。資料 1-3 の別表の備考のところ、3/3 のところで、「一」のところに、「※印が付されているものは放射性物質が相当程度拡散・流出されるおそれがある場合に適用する。」という文章が追加されていますが、ここでは書きようがないのかもしれませんが、相当程度というのは、例えば目安みたいなものはあるのでしょうか。具体的な数字は難しいのですが、これは何かお考えがあつて相当程度としているのかどうか、そこを教えて頂ければと思いました。

【事務局（佐藤技術主査）】

まず、こちらの文言については国の方の改定規定を準用させて頂いたのはあるのですが、この「相当程度拡散・流出するおそれ」という基準は、前回も色々な先生方から御指摘があったところでした。そこで事務局では石井先生へ確認したところ、よく言う 0.23 μ シーベルト/h とか、それだけで基準にするには危険だと。放射性物質が流出するメカニズムは複雑で事業の特性等により異なることから、ここで数値を挙げることは危険と石井先生から御指摘を受けましたので、「相当程度拡散・流出するおそれがある。」と、

くくっておいて、アセスの場合は現地調査の前に方法書の手続きがあります事から、その方法書の手続きの段階で、このケースの場合は流出するおそれがある、あるいは大丈夫だ、との御意見を頂いた上で判断すれば良いのではないかと考えております。

【木村委員】

分かりました。多分そのようにされるのではないかと思います。結局、相当程度と判断するためには、それ相当の委員会なり審査会の中で議論をして、その中で適用の有無を考えれば良いとは思いましたが、一応確認のためにお聞きしました。

【山本会長】

他には。

【西城委員】

質問というか、確認をさせて頂きたいのですが、事前配布頂いた資料 1-2 に公共用水域における放射性物質モニタリング結果という資料がございますが、ここで水質、底質、周辺環境（土壌）とあるのですが、周辺環境（土壌）というのは、例えば河川の場合ですと、河川のどういうところで測定することになるのでしょうか。

【事務局（佐藤技術主査）】

河川区域の河川敷から表土を取っていると。それで測った結果です。

【西城委員】

そうするとそこは、川の流量によっては水を被るような場所。

【事務局（佐藤技術主査）】

そうですね。

【西城委員】

ちょっと確認をしたかったのは周辺環境の河川とですね、これはセシウム 137。阿武隈川の値を見ますと平成 27 年度でも 3,000 ベクレル/kg まで出ているということですよ。

【事務局（佐藤技術主査）】

はい。

【西城委員】

そうすると、これについてはあまり経年的には変わっていないというふうに見てよろしいのでしょうか。

【事務局（佐藤技術主査）】

ばらついているというふうに理解しております、特に減少傾向だけれども、ばらつきがあるという事です。

【西城委員】

ご存じのとおり、阿武隈川の上流は福島県ですので、線量が高い地域から水が流れてくるわけですね。その事を考えると、やはり阿武隈川の下流部というのは絶えず上流から、放射性物質が流れ込みやすい状況がこの後も続くというふうに考えられると思います。ですから、局所的といえは局所的かもしれないのですが、上流域が汚染地域から流れてくる河川の河口部の場合には、放射性物質の量だとか変化については、他の場所とは違う観点で僕は見ていく必要があるのではないかと考えます。

河川の場合、上流域から水とか放射性物質とか流れて来ますので、そういう結果を解釈する場合にも重要ではないかと思えます。

【山本会長】

他には。

【事務局（佐藤技術主査）】

県の方でも県南域が高いというのは懸念しているところですので、モニタリングについても重点的に実施していると。通常は年4回測定しているのですが、阿武隈区域については年6回測定しているということで、その辺は重点的に測っているところです。先生がおっしゃるとおり、違う観点で見なければならぬというお話もあるかと思えます。それで宮城県としましても当初は放射性物質を対象にしないという考えもあったのですが、今お話ししましたとおり、阿武隈川については流域として福島から流れてくるということもありましたので、部分的に高いところがあるということで、今回放射性物質を対象としたいと考えたところです。後は県内の高いところといっても県南と一部県北の高いところがありますけれども、もし県南は県南で違う観点でやった方がよいというお話であれば、これから来年度以降マニュアルの方を作成していきたいと考えておりますので、そちらの方ですね、対応していくという手法もあるのかなと考えております。

【山本会長】

よろしいでしょうか。

【西城委員】

私の専門の地形・地質の観点から話すと、やはり河川というのは流域にある物質を集めて運搬するといった機能を持ったものですので、その辺が放射性物質の評価の観点においても大事かと思ったものですから、確認ということで発言させていただきました。

【事務局（佐藤技術主査）】

ありがとうございます。

【山本会長】

ありがとうございました。それでは、他にはよろしいでしょうか。

もう一つですね、この核の汚染に関する規制の値があるものというのが、先ほど、どなたかがおっしゃいましたけど、核燃料物質及び原子炉の規制というような法律では、実は周辺の区域の外では一年間に1ミリシーベルト以下、それから施設の周辺では一年間に50 μ シーベルト以下になっております。例えば阿武隈川で空間線量で見ますと0.3~0.4 μ シーベルト/hというのが一番高い。あるいは平成27年あたりで0.3 μ シーベルト/hという高いところがありますが、これで大体ぎりぎりのところかなと。ただし、1ミリシーベルト/年ということで考えますとね。ところがこれが例えば一般の廃棄物の埋立処分場のところで適切な管理をなささいといった時に一年間に10 μ シーベルト以下になっているのですよ。そうすると途端に一般の廃棄物処理場の基準よりも高い所が県内にあるという事になるので、ちょっとこれは難しいところだなと思います。

環境影響評価技術ガイドのコラムの参考文献に書いてあります。Webサイトがあるので、そこにアクセスすると詳しい事が書いてあります。

今日が一番大きな問題点は、この技術指針でよろしいかどうかということなのです。これに特に何かあった時に文言を付け加える必要があるか、あるいは先ほどから問題になっております参考項目ありますよね。ここのところで消したり追加したりする必要があるかどうかということを決めて頂きたいのが最初です。原案としましては、この技術指針に関しては、これを了承するかしないか。先ほど県側からの説明もありましたが、次の段階としましてマニュアルを作成します。その時に条文のところでは詳しく書いていないけども、マニュアルの方で実質的な指導體制に持って行くと。という事かなと思います。

マニュアルで配慮項目を指定することは出来ましたでしょうか。

【事務局（佐藤技術主査）】

配慮項目とは、○印を付けていないところに関しても評価しなさい。とかでしょうか。

【山本会長】

ケースバイケースになってしまうんですけど。

【事務局（佐藤技術主査）】

あまり想定されない事例です。

【太田委員】

そうすると別表の事なんですけど、資料1-3の別表の3/3にある備考の事ですよ。そこで※印付きのものについては結局、適用するかどうかを画一的には決めないという文言がここにはあるわけですよ。だから少し広めに網を掛けておいても良いのでは、というのが意見として、前回私が申した埋立などには現状には○印が付いていない訳ですが、※印付きの○印を付けて頂いても良いのではないかと思います。

【山本会長】

さらに※印付きの○印を付けたら良いのではないかと思われる部分は何処でしょうか。

【太田委員】

とりあえず今気が付いたのは、前回は申しした埋立した後のところですね。ですから存在ですか。廃棄物の方は実質、廃棄物の埋立に使われる場合も無きにしも非ずの感じですので、安い埋立機材として廃棄物を利用するというのは、有りがちなと思いますので。

それからダムが存在ですよ。結局、砂泥が堆積して特にさっき言った阿武隈川の話がありますけれども、阿武隈川にも堰なんかがあると思いますけど、新たに造った時に新たに堆積する可能性があるわけですよ。上流から毎年流れて来て溜まっていく、新たな集積地が出来る可能性があるわけですよ。

【山本会長】

ダムとか堰とかというものに対してですね。

【太田委員】

はい。

【由井委員】

文言だけで今の危惧が解決されるのであれば、資料 1-3 の別表の 3/3 の※印のアンダーラインのところに「拡散・流出するおそれがある」と書いてありますよね。これは、広がって何処かに行ってしまうとしかとれないので、場合によっては集積するということがありますよね。ゴミ処理場でも下水処理場でもね。ダムでもそうです。ですから「相当程度ですよ、相当程度拡散・流出又は集積するおそれがある」とすると、私たちが今持っている危惧の半分位は救われるのではないかと思うんですよ。事務局どうですか。

【太田委員】

今、由井先生がおっしゃった事に賛成なんですけど、それにしてもまずは※印付きの○印が付いていないとダメなんですよ。この文言は。

【山本会長】

もし検討するとしたら、※印付きの○印を何処に付けるかですよ。供用には至らないけど存在そのものが、そういう蓄積・集積と言いますか、に関しては出てくる可能性はありますよね。

今回、出来ればまとめたいということで申しあげておりましたが、※印付きの○印のところを増やすかどうか、これに関して太田先生から御提案頂いたダムとか堰とかに関して、存在及び供用どちらに・・・

【太田委員】

欄は一つですよね・・・

【山本会長】

そろそろ、皆さんの御意見をまとめていきたいのですが、今、太田先生から御提案のありました、ダムと堰に関して・・・

【太田委員】

あと埋立地ですね。

【山本会長】

埋立地ですね。はい。

【太田委員】

欄が一つなので、要するにダムの場合は供用で貯水池の場合は存在という言葉になっているんですね。

【山本会長】

これは細かく分けなくて大きくダムに入れてしまうわけですか。工作物の存在及び供用というのは資料 1-3 の別表の 2/3 でいうと、細かく分かれていますのですが・・・

【太田委員】

さらに細分化されていますよね。一番右のダムの供用及び貯水池の存在というところに※印付きの○印を付けたらどうかと。

【山本会長】

堤体の存在ではなくて。

【太田委員】

堤体よりも今、気にしているのは水というか泥底の話をしているので。堰の方も同じで一番右側の堰の供用及び湛水区域の存在。

【山本会長】

存在ではなくて。

【太田委員】

堤の事を気にしているのではなくて、底に溜まる泥の事を気にしています。

【山本会長】

埋立は。

【太田委員】

埋立はですね、資料 1-3 の別表の 1/3 のところの存在という事です。

【山本会長】

反対の先生いらっしゃいますか。

【山本会長】

今、3 つの項目で※印付きの○印を付けるということで、御提案がありましたが、これについて検討するという事でよろしいでしょうか。

【太田委員】

あと、由井先生の文言の集積を入れると。

【由井委員】

その事と、それから資料 1-1 の平野委員に対する県の見解の一番下の 2 行ですよ。既存のダムについては水質への影響は想定されないということが書いてあるのですが、今○印を付けようとしたダムのところは、これから造るダムの事で良いですよ。そこについて留意が必要ということで※印を入れると。そういう事ですよ。なので、その場合に集積という問題ですよ。

一応、県の方でも検討して頂いて、法的にも、文言整理のうえでも問題が無ければ、私は入れても良いと思うのですが。

【事務局（佐藤技術主査）】

ちょっとよろしいでしょうか。平野先生からは過度に地域住民とか事業者に不安を与えるような改定内容にしない方が良いのではないかと御意見もあって、事務局の方では、平野先生の御指摘寄りというかですね、そういうふうな考えもあって工事中だけで良いと考えたのですけれど、もう一つは、ダムを造った際にそれだけ影響が想定されるのか、というのを考えまして。

このモニタリング結果を見るとですね、既存のダムの結果を見ると既存のダムの中でもそこまで高い影響は想定されていないと。尚且つ、ダムの場合は背面に湛水するわけですから、例えばダムの近くに観光客が来た場合に線量が高くなるのかと言われると、そんな事は無いだろうと考えますので、それで事務局としては工事中だけで良いのではないかと、考えたところです。

【木村委員】

私もアセスの制度の性格をきちんと押さえていないと思うのですが、例えば今日新たに配られたところの資料 1-1 ですね。No.4 の平野先生の意見に対する県の見解のところ、例えばダム事業における供用後の堆砂の影響は維持管理の範疇であるため、結果的にはアセス本来の趣旨とは異なるため、現状ではそこまではしないという事なのですが、そうすると先程の蓄積・堆積・集積と言ったのは結局、ダムが造られた後にどうなるか

という問題があって、結果的にそのモニタリングというのは別の委員会や制度で評価されるものであれば、あくまでアセスの場合にそこまで書き込む必要があるのかな、という疑問を持ちましたので、その辺をどのように理解すれば良いのかを事務局としてのお考えをお聞かせ下さい。

【事務局（佐藤技術主査）】

法律上の規定は回答に書いてあるとおり、事業の目的に含まれるかどうかという話になると思うんですよ。法律だけ読むとですね。

ダムであれば、経年的な堆砂はダムを造る目的ではありませんから、ダムを造る目的は水を流したりですね、下流側に安定的に供給する目的があるので、その時の影響を供用後の評価では考えなさいよと、法律上は規定されているので、経年的な堆砂の影響等は法律だけ読むと入っていないとも解釈出来るかと思います。ただ、ここに書いてあるとおり、アセス制度自体がベスト追求型の制度になっているので、評価を妨げるものではないとの環境省からの回答で、太田先生からも御意見ありましたけれども、そういうふうになっているところです。

なので、法律だけ読むとそこまで行う必要がないのではないかというのが、我々の考えです。

【太田委員】

ちょっと揚げ足とるみたいかもしれませんが、砂防ダムの場合は砂を貯める事自体が目的ではないでしょうか。

【事務局（佐藤技術主査）】

おっしゃるとおり砂防ダムはそうなんですけど、アセスが想定しているのは100haとか、そういう要件になりますので、砂防ダムでそれほどの規模は、おそらく想定されていないと思われます。

【山本会長】

私、最初に言いましたけど、モニタリングに関してなんですが、これは当該事業のところがモニタリングされるわけではありません。個別法でカバーされるのは本来でしたら、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、あるいは土壌の汚染に対する法律と色々な法律があるのですが、放射線に関しましては、モニタリングしか現在ありませんので、規制ということではありません。ですから今、不十分な状態です。それを条例としてあるいは県としてどうするかという見地をきちんと立てることの方が大事。とりあえず決められないからペンディングにしましょうとするか、少し先を読んできちんと押さえておきましょうとするか、そういうところが今回の議論の肝ではないかと思います。

【山本会長】

はい、山本先生。

【山本（和）委員】

当アセスメント審査会で、様々な事を検討する際に我々が出来る範囲としましては、この事業をするにあたり、より環境に影響がない方法を選ぶという意味で複数案を提案して頂き、事業の方法において現在出来る限り、科学的な方法で最善の道を探して頂くための意見を述べるというのが、この審査会の範疇だと私は考えております。この事業を動かした後の何十年先の影響までを、想定して事業自体をする、しないまでを言及する事は責任の範疇を超えるのではないかと考えておまして、そうすると供用後に蓄積されて何十年か後にこうなるのではないかという事まで文献をたどって探す事は出来ないのではないかと思います。やはり供用後の別の枠組みで監視することを検討するべきではないかと思うのですが。

【山本会長】

別の枠組みで、事業の場所のモニタリングをお願いする事は出来ないし、そのことをモニタリングして貰うことも出来ないのです。もし、その事を必要とすれば、こちらで事後措置として、あるいは生態系に対する影響と同じです。ずっと永遠にでなくとも、とりあえず何処かの時点で工事中だけじゃなくやって貰うと言う事くらいしか、こちらでは出来ない。

皆さん、他の枠組みで監視が出来るとおっしゃっていますけれども、そうでは無いということを確認しておいた方が良くと思います。県のモニタリングのシステムは、私たちが、あるいは他の先生方が話している意味でのモニタリング機能を全てカバーしているものではないということは御了承願います。

【山本（和）委員】

そうすると枠をかなり大きく考えて我々・・・

【山本会長】

もし、心配であれば検討が必要という事です。

【山本（和）委員】

アセスメントの審査会で枠をおおきく掛けるべきであるということですよ。そこしか今、歯止めの仕方が無いと・・・

【山本会長】

もし、歯止めをしたいと思えば、ここしかありません。
但し、そこをどう取るかが今回の課題という事です。

【由井委員】

この審査会で決められないんじゃないですかね。やはり環境省の見解とかですね。そこまで技術指針で決めて良いのかですね。聞いてみることの方が先かもしれませんね。
それで、とりあえず私が入りたいのは例えば廃棄物処理場、とそれから今※印が付い

ているところですね。運用の方ですね。土石運搬とかですね。ここはこの通りで良くて、その注釈の方に※印のところに集積するおそれがあると加えると。そこまでは私は良いのではないかと思います。ダムの方は少し面倒くさそうですね。本当は原因者として新たにダムを造る人が放射能を溜めこんで、それが将来、浚渫等をしなければならない時にやはり問題になる可能性が無いとは言えない。

岩手県ですと、四十四田ダムというところにヒ素が溜まって、（堆砂率が）80%であと入口まで20%しかないんです。浚渫など非常に問題になると思うんですね。

放射能は幸いと言いますか、数十年経つと半減以上に減りますけども、そういうところを見ながら事業者が予測するというのは相当難しいのではないかと思いますので、これはちょっと審査会の手には負えないのではないかと思います。

【山本会長】

由井先生の御発言をまとめますと、今後の事を考え、備考のところ「拡散・流出又は集積」というふうに変えることと、※印付きの○印の変更は行わないと。こういう御提案ですね。

【由井委員】

はい、そうです。 《由井委員退席》

【山本会長】

太田先生いかがですか。

【事務局（安倍次長）】

ちょっとよろしいでしょうか。

【山本会長】

はい、事務局。

【事務局（安倍次長）】

例えばダム事業の場合なんですけど、ダムを造ります。出来上がります。そうすると水質汚濁防止法の方で環境基準の類型指定というものを行います。そうすると基準点があわせて設定されることとなります。その後、モニタリングという事で常時監視がされる事になります。先程、カラーでお示した資料1-2で・・・これはダムのデータも入っておりますが、環境基準点という場所で常時監視をするという形になります。

ちょっとこれはダム関係の補足ですが、水質関係については新たにそういう場所が出来れば、このような指定がされると、これは自動的に法律でされる事になっておりますので、追加で説明させて頂きました。

【山本会長】

と言う事でございますが。はい、太田先生。

【太田委員】

ダムはモニタリング出来るという事であればですね、※印付きの○印を追加しなくても良いかとは思いますが、1/3 のところの埋立地・干拓地は何とか入れてもらえないかなど。

【山本会長】

では、堰とダムは無しの方向で。でも埋立地に関しては何とかならないかという事です。

【太田委員】

ごめんなさい。ダムはあるけど、ダムとは呼ばれない湛水域はモニタリングされないのです。

【事務局（安倍次長）】

公共用水域であれば基本的に、ほとんどの地域で類型指定されますのでモニタリングされます。例えば河川の堰のあるようなところでも類型指定はされており、近傍に環境基準点というのは当然入ってきますので、モニタリングされる事になると思います。公共用水域であれば、私的な自分の庭であれば別ですけど、公共用水域は基本的に類型指定されておりますので、監視は行っています。

【太田委員】

しかも、どうせ小規模だとアセスに掛かってこないんですね。

【事務局（安倍次長）】

アセスに掛からない規模のダムでも出来れば類型指定はしています。あくまでも公共用水域であれば。

【太田委員】

私の方の話では。公共でない場合は。

【事務局（安倍次長）】

公共でない場合は入り込めないのです。

【太田委員】

入りこめないし、しかも規模が小さい場合はアセスに該当しない・・・

【事務局（安倍次長）】

そうですね。でも例えば一番典型的なのは河川から水を引いて生け簀を造って銀ザケを養殖している所があるのですが、その養殖槽は県の方で監視することは出来ません。ただ、その下流域は監視しています。

【太田委員】

分かりました。

【山本会長】

そうしましたら、今の御説明からすると太田先生のおっしゃった※印付きの○印を追加する部分に関してはモニタリングをするという点に関しては、ほとんどカバー出来そうである、という事で了解してよろしいですか。

【事務局（安倍次長）】

公共用水域に関しては県の方で常時監視をやっていく事になります。一部ダム等に関しては直接、国土交通省が行っているところもあります。基本的には協議をして行う事となります。

【山本会長】

と言うことですので。

【太田委員】

埋立は。

【山本会長】

埋立と言うのは公有水面埋立。公有水面埋立は土壌汚染のところ（公共工事における搬入土砂の基準）でカバー出来ませんか。

【事務局（安倍次長）】

公有水面埋立も基本的にはアセスが掛かる規模になれば、事業主体は行政機関になると思いますので、先程の資料 1-1 で説明したとおりの基準の運用になると思います。

アセスに掛かる規模の公有水面埋立は民間事業者が行うという事はまずあり得ないと思われま。

【山本会長】

とりあえず今回は、由井先生のおっしゃった文言の追加という事で技術指針をまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、長時間お付き合い頂き大変申し訳ありませんでした。そのようにさせて頂きたいと思ひます。修正したものに関しては改めて先生方に・・・

【事務局（佐藤技術主査）】

はい。文案を作成してみて先生方にメール等で照会をかけたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

【山本会長】

それでは、長時間ありがとうございました。

【山本会長】

引き続きですが、よろしいでしょうか。次に移らせていただきます。次の議題なんですけれども、常磐線の復旧事業に係る特定環境影響評価の事後調査報告でございます。

《参考人 入室》

【山本会長】

それでは、本件につきましては貴重種の生息場所の特定に繋がる情報が含まれております。貴重種の報告の際は傍聴人の方に退席して頂く事になりますので、御了承願います。

それでは、貴重種に関係しない部分について、御説明をお願いします。

(4) 報告事項

常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業に係る特定環境影響評価事後調査報告書案について

- 資料 2－1：常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業 特定環境影響評価手続きに係るこれまでの流れとスケジュール
事務局説明（藤村技術主査）（略）
- 資料 2－2：常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業 特定環境影響評価 事後調査報告書（案）
事業者説明（貴重種除く。）（略）

【山本会長】

はい、どうもありがとうございました。先生方、御質問等ございますでしょうか。

【太田委員】

最後のところで質問なんですけど、今後の話で供用後の調査の予定は 29 年度というお話でしたが。列車の走行に係る部分ですね。5 ページあたりに貨物列車については供用後すぐに運行する予定はないというふうに書いてありますが、29 年度の調査時期には貨物列車は走っている時期ですか、走っていない時期ですか。

【事業者】

まず、平成 29 年度供用後にすぐに貨物列車が走る予定はありません。正直なところ、しばらくそういった予定はない状況となっております。

【太田委員】

そうしますと、貨物列車が走った時の影響は、その段階ではまだ分からないということですよ。

【事業者】

そうですね。いわゆる供用後の事後調査としては、貨物列車の影響が入っていないものとなります。

【太田委員】

その辺について、貨物列車が動き出して、いわば本格的な復旧と言ったらいいのか、そうなった後に、される予定があるのかどうか・・・

【事業者】

すみません。山元町の方から御回答させていただきます。JR 東日本さんの現状の情報では、当分の間、貨物列車は走らないという事は承っております。但し、今後、貨物列車が走る場合には、町の方でも何らかの形で調査をしていかなければならないのではないかと、いう事を内部で検討はしております。ただ、正直申しあげて全く目処が立っておりませんので、色々な状況を考えますと、今の段階では載せていく事は出来ないのではと思っております。

【太田委員】

見込みが立たないという事で了解ですけれど、貨物列車は夜中に走ったりとか、あるいは重量の関係でより振動があるとか、そういう事も考えられると思いますし、動物関係ですと夜間に走行するとなると、普通とは違った影響も分からないですけど、分からないからこそ調査は必要かなと思いましたが、出来ればモニタリングして欲しいなど。あくまで注文ですけど。

【山本会長】

町の方でもその時になれば、やはり住民の事ですので考慮して頂けるという事でした。他にございませんか。なければ次の項目に移ってよろしいでしょうか。

【山本会長】

それでは、貴重種に係る議論が始まりますので、傍聴人の方は大変申し訳ございませんが、御退席をお願いいたします。

《傍聴人 退席》

【山本会長】

それでは、引き続き貴重種についての部分の説明をして頂きます。

常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業に係る特定環境影響評価事後調査報告書案について

○資料 2-2：常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業 特定環境影響評価 事後調査報告書（案）

事業者説明（貴重種部分。）（略）

【山本会長】

はい、どうもありがとうございました。先生方，御質問等ございますでしょうか。

【山本会長】

動植物に関することなんですが、 だけが旧に復していない。

植物に関しては、これから保全措置を対応されると書かれておりましたが、これに関しては分からなかったのですが、いかがですか。

【事業者】

 につきましては、平成 26 年度には繁殖の成功が確認されたのですが、今年は利用していなかったため巣材が減少していたのがあります。ただ、 の中で の姿自体は見ましたので、深追いはしていませんが、おそらく近くで繁殖等しているものと考えております。

実際、この というのは、 になりますので、本事業の影響では少なくともないと考えております。

【山本会長】

近くで増えているのだろう。それは元々ここから移動したかどうかは分からない。元々そこにいた可能性もあるわけですね。

【事業者】

そうですね。元々かどうかは何とも分からないのですが、平成 26 年にいたものが今年も近くにはいるんじゃないかと思われれます。

【山本会長】

他に先生方，何か。

【牧委員】

宮城県の方の ですが、攪乱することによって発芽を促進するというお話がありました。具体的にはどのような措置をとられるのでしょうか。

【事業者】

実はまだそこまで具体的には検討はしていないのですが、まず移植地をほっくり返してみようと考えております。

【牧委員】

それは、340 個蒔いているんですが、適当に地表面にポッと蒔いたのではなくて、埋めている状態なのですか。

【事業者】

全てではないですが、一部は植物性のネットに敷き詰めて、そのネットを固定するといった形で植えていますので、大体の場所は特定されているというか、そのあたりを基本的にはほっくり返してみようと考えております。

また、蒔いている場所もありますが、そちらも場所は把握しておりますので、その辺りを中心に他の植物をあまり傷付けない程度にほっくり返してみようと考えております。

【牧委員】

ありがとうございます。

【山本会長】

他には。特にございませんか。よろしいでしょうか。それでは、どうも色々と御説明ありがとうございました。

工事も早く終わって、住民の騒音とか振動の影響も短い期間で済んで良かったですね。どうもありがとうございました。

《参考人退室》

【山本会長】

最後にその他ですが、事務局から何かございますか。

【事務局（平塚技術補佐）】

本日、御審議頂きました技術指針の改定につきましては、本日の議論を踏まえた文案を確認頂いたものを答申といたしまして、年度内中の3月の告示を目指して手続きを行いたいと思います。本日を持ちまして今年度の技術審査会は最後となります。次年度には、法第一種事業に位置づけられる筒砂子ダムの案件も控えておりますので、事業者との調整のうえ、技術審査会開催の日程を詰めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本年度は風力発電事業の審議がメインであり、無事、知事意見が形成できたことに対しまして、委員の皆様にご改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。最後に、本日の資料でございますが、郵送を希望される場合は机の上に置いていただければと思います。事務局からは以上です。

【山本会長】

ただ今の事務局からの連絡について、何か御質問はございますか。

それでは、本日の議事の一切を終わらせて頂きます。

【司会 大泉副参事兼課長補佐（総括担当）】

山本会長，ありがとうございました。委員の皆様には，お忙しいところ，御審議いただき，誠にありがとうございました。

それでは，以上で本日の環境影響評価技術審査会を閉会いたします。誠にありがとうございました。